平成 24 年 4 月 17 日

各　位

会 社 名　**株式会社ゲオホールディングス**
本社住所　愛知県春日井市宮町一丁目1番地1
代表者名　代表取締役社長　遠藤　結蔵
（コード番号:2681 東証・名証　第一部）
問合せ先　取 締 役　　吉川 恭史
（TEL0568-33-4388）

証券取引等監視委員会による当社元役員からの情報受領者に対する課徴金納付命令の勧告について

証券取引等監視委員会から、当社元役員からの情報受領者について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主の皆様及び関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令対象者は、当社元役員から同人が情報を得て、当社の業務執行を決定する機関が、株式会社セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 2 月 10 日より前の同月 9 日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計 60 株を買付価額合計 257 万 9050 円で買い付けたものです。

勧告では、この課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第 175 条第 2 項に規定する「第 167 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした」行為に該当するとされています。

この違反行為に対し、課徴金納付命令対象者が、金融商品取引法に基づき納付を命ぜられる見込みの課徴金の額は、100 万円です。

2. 今後の対応について

当社といたしましては、当社の情報管理体制及びコンプライアンス体制に不備が無かったかといった点についても検証を行ない適切に対処してまいります。

3. 再発防止策について

当社は、今回の事態を受け、当社役職員に対し更なる内部者取引管理規程の周知徹底を図り、コンプライアンス教育の一層の強化を図ってまいります。

以上